

かながわの未来の介護リーダーとしての活躍を応援します！

神奈川県福祉系高校修学資金のご案内

介護福祉士の資格取得をめざし、県内の福祉系高校に在学中の方へ学びをサポートするための資金をお貸付けします。

介護福祉士に登録のうえ、介護職員等として神奈川県内の介護保険事業所などで、3年間働き続けることで貸付金返還義務が免除されます。

※従事先は主として介護保険法に基づくサービスを提供する事業所等

※3年間とは、在籍日数1,095日以上、従事日数が540日以上です

貸付対象

- ・神奈川県内の福祉系高校に在学している方
- ・福祉系高校を卒業後、介護職員等として3年間以上、神奈川県内の介護施設等で働き続けようという意思がある人

貸付内容

- ①修学準備金 3万円以内(入学時)
- ②介護実習費 3万円以内(1年度ごと1回)
- ③国家試験受験対策費用 4万円以内(1年度ごと1回)
- ④就職準備金 20万円以内(卒業時)【介護施設等に就職した場合】

例) 高校入学時に、全額申請する場合

- ① 3万円 + ② 3万円(×3年分) + ③ 4万円(×3年分) + ④ 20万円 = 44万円

Q1 大学に進学したら返還になりますか？

A1 大学卒業後に介護福祉士として3年間勤務すれば返還免除申請ができます。

Q2 高校3年生のときの介護福祉士試験に不合格だったらどうなりますか？

A2 手続きを経て、翌年の試験を受験することができます。なお、卒業した翌々年までに合格できない場合、返還となります。

Q3 3年未滿で介護施設を退職した場合はお借りした資金の返還となりますか？

A3 原則、返還となります。県内で引き続き介護職員等として従事することが返還免除の条件となります。

Q4 卒業後、障害福祉施設に就職した場合は返還となりますか？

A4 別制度を活用することで、返還免除の対象となります。その際、改めての手続きは必要ありません。

○貸付申請は、高校を通しての手続きとなります。

○貸付内容、対象要件等の詳細は(福)神奈川県社会福祉協議会福祉人材センターまでお問合せください。

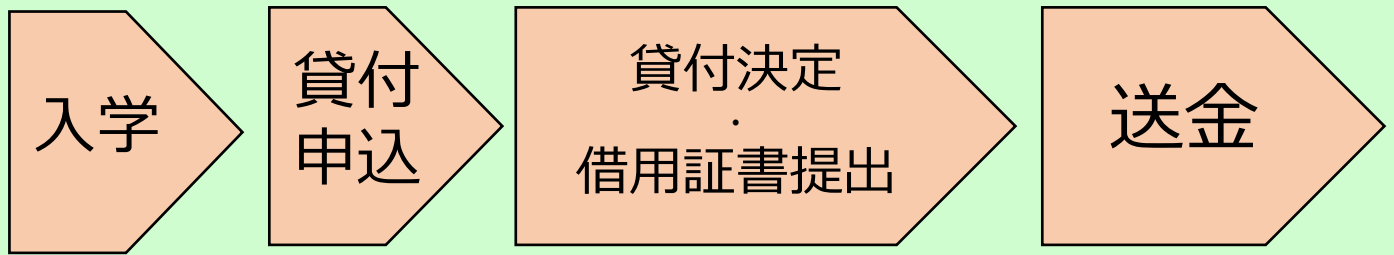
☎045-312-4816

土日祝日、年末年始を除く9時から17時/「福祉系高校修学資金の件」とお問い合わせください



詳細はホームページからも確認できます

申込時の送金までの流れ



※お申込みなどの書類の提出は高校を通しての手続きとなります。

貸付申込み時に必要な書類

- ①修学資金貸付申請書(様式1)
- ②推薦状(様式2)
- ③福祉系高校修学資金借入申込に当たっての留意事項(様式20)
- ④個人情報の取り扱いについて(様式22)
- ⑤住民票(申請者及び連帯保証人)※3カ月以内の書類

※「様式」と記載してある書類は各高校を通して配布いたします。

留意事項

- ①貸付内容の各資金は、入学金や授業料に充てられません。
- ②貸付には、連帯保証人が必要となります。申込者が未成年の場合、法定代理人の方が連帯保証人となります(日本国内に居住する20歳以上70歳以下の独立した生計を営む方など、安定した収入がある方)。
- ③他制度と福祉系高校修学資金貸付は併用できないことがあります。その場合、貸付決定金額の減額または送金停止となります。また、すでに重複して借受けた貸付金については返還義務が発生します。
- ④卒業後、1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、介護保険事業所で介護職員等として従事せず、障害福祉分野等で介護職員等として従事した場合は、福祉系高校返還充当資金貸付事業の返還免除対象業務となるため福祉系高校返還充当貸付資金に移行となります。

生活保護、生活福祉資金など他制度を利用されている世帯の方は、申請前に別途「かながわ福祉人材センター」までお問い合わせください。

